

国会公契第33号
国官技第226号
国営管第495号
国営計第141号
国北予第41号
国港総第486号
国港技第59号
令和3年12月10日

大臣官房官庁営繕部	管理課契約事務改善推進官	殿
	整備課特別整備室官庁施設防災対策官	殿
各地方整備局	総務部契約管理官	殿
	企画部技術調整管理官	殿
	営繕調査官	殿
	港湾空港部事業計画官	殿
北海道開発局	事業振興部工事管理課長	殿
	営繕品質調査官	殿

大臣官房会計課公共工事契約指導室長
大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長
大臣官房官庁営繕部管理課契約事務改善推進官
大臣官房官庁営繕部計画課営繕計画調整官
港湾局総務課調整官
港湾局技術企画課建設企画室長
北海道局予算課長

「請負代金内訳書に明示される法定福利費の
適切な支払いのための取組について」の一部改正について

工事請負契約書第3条に基づく請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）における法定福利費の明示に関し、受注者から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるための取組については、「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」（平成30年5月31日付け国地契第5号、国官技第53号、国営計第16号、国北予第4号、国港総第116号、国港技第21号。以下「5月31日通達」という。）等により実施しているところである。今般、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な

支払いのための取組について」(令和3年12月1日付け総行行第419号・国不入企第33号)を受け、法定福利費の適切な支払いのための取組について、建設業許可部局との連携に必要な措置を加えるため、5月31日通達の一部を下記のとおり改正することとし、令和3年12月10日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。なお、改正後の5月31日通達は、大臣官房官庁営繕部にも適用する。

記

1. 5月31日通達記3. を次のように改める。

3. 当面の間、上記2. により確認を行った工事については、四半期毎に、別添の様式に必要事項を記載した上で、本省会計課公共工事契約指導室又は港湾局総務課(本省官庁営繕部にあつては、官庁営繕部管理課)に提出するとともに、各地方整備局建政部建設産業課又は北海道開発局事業振興部建設産業課(本省官庁営繕部にあつては、不動産・建設経済局建設業課)にも同様式を提出すること。

2. 様式を別添のとおり改める。

別添

請負代金内訳書調査票

当該四半期全体の契約件数	(件)
--------------	-----

(単位:円)

	工事名 <small>【予定価格に占める法定福利費の概算額 /請負代金内訳書に記載された法定福利費 (%)が著しく低いもの(50%以下が目安)について記載】</small>	予定価格 <small>(税抜)</small>	予定価格に含まれる 法定福利費の概算額	契約金額 <small>(税抜)</small>	請負代金内訳書に記載 された法定福利費の額	<small>受注者が当初記載した額が確認により 変更された場合には、変更後の法定福利費の額 (工事開始後の契約変更に伴うものは除く。)</small>	<small>受注者による確認を 経てもなお50%(目安)を 下回る場合に 「✓」を記載</small>
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							